

<問題1> (配点：1)

AからDまでのうち、提出書類通達に基づく誓約書について、正しい説明は○、誤っている説明は×とした場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 工作機械メーカーXは、輸出令別表第1の2の項(12)1に該当する工作機械を個別輸出許可を取得して輸出する。許可申請の際には、需要者等の誓約書の提出が必ず求められる。
- B 工作機械メーカーXは、輸出令別表第1の6の項(2)に該当する工作機械を個別輸出許可を取得して輸出する。許可申請の際に、需要者等の誓約書の提出を求められることはない。
- C 工作機械メーカーXは、令和2年に誓約書を提出し個別輸出許可を取得して輸出した輸出令別表第1の2の項(12)1に該当する工作機械の需要者から、誓約書に基づき当該工作機械を国外に新設した自社工場に移設するための事前同意を求められた場合、工作機械メーカーXは経済産業省への事前同意手続を行う必要はない。
- D 工作機械メーカーXは、過去に旧誓約書を提出し個別輸出許可を取得して輸出した輸出令別表第1の2の項(12)1に該当する工作機械の需要者から、誓約書に基づき当該工作機械を国内に新設した自社工場に移設するための事前同意を求められた場合、工作機械メーカーXは経済産業省への事前同意手続を行う必要がある。

- 1. A○ B○ C○ D×
- 2. A○ B× C× D○
- 3. A× B○ C○ D○
- 4. A× B× C○ D×
- 5. A× B× C× D○

<問題2> (配点：1)

AからDまでのうち、みなし輸出管理について、正しい説明は○、誤っている説明は×とした場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦法人Pの取締役Qは、非居住者で外国法人Rの取締役も兼任しており、本邦法人Pの月例の取締役会に合せて来日する。本邦法人Pと外国法人Rに対する取締役Qの善管注意義務の優劣に関する合意はなく、役務通達というグループ外国法人等ではない。当該月例取締役会において、外為令別表の7の項に該当する技術情報を提供する場合、取締役Qへの技術提供を特定類型①に対する特定取引として管理することが、本邦法人Pには求められる。
- B 本邦法人Xから本邦法人Yに対して、外為令別表の9の項に該当する技術の提供を行う際、本邦法人Yで当該技術を受領する者が特定類型に該当する従業員Zである場合、本邦法人Xは役務取引許可申請をする必要がある。ただし、従業員Zに対して当該技術を提供する特段の意図はないものとする。
- C 本邦法人Xと外国法人Yの従業員を兼務している場合に、特定類型①の除外規定(イ)に該当するためには、本邦法人における指揮命令関係や善管注意義務の優先の合意が必要であるが、必ずしもその優先に関する契約書を締結する必要はない。なお、外国法人Yは、本邦法人Xと役務通達というグループ外国法人等ではない。
- D 本邦法人Xを定年退職し、引き続き契約社員として再雇用される従業員については、特定類型該当性確認のための誓約書を改めて取得する必要はない。

- 1. A○ B○ C○ D×
- 2. A○ B× C× D○
- 3. A× B○ C○ D○
- 4. A× B× C○ D×
- 5. A× B× C× D○

<問題3> (配点：1)

AからDまでのうち、役務通達用語の解釈について、正しい説明はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 使用とは、操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理をいう。
- B 提供とは、他者が技術の提供を受けた時をいう。なお、いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈については、別紙1-2のとおりとする。
- C 外国において提供を受けたとは、取引の相手方に提供する技術を外国において第三者より提供を受けたことをいう(居住者の指示により、第三者から取引の相手方に対して、直接特定記録媒体の提供又は技術情報の電気通信による送信が行われる場合を含む。)
- D 取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国であるとは、当該取引における契約上の履行地が特定国であることをいう(特段の定めがなければ取引の相手方の居所、住所又は主たる事務所の所在地が契約上の履行地であると考えられる。)

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題4> (配点：1)

AからEまでのうち、正しい説明の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、全て本邦から1契約で輸出・提供され、かつ、キャッチオール規制の要件には該当しないものとする。

- A 外為令別表の9の項に該当するソフトウェア(総価額3万円)を書き込んだDVDを韓国向けに輸出し、提供する場合は、一般包括役務取引許可を適用することができる。
- B 米国向けに、輸出令別表第1の15の項(2)に該当する貨物 α (総価額4万円)を輸出する予定である。貨物 α は、輸出令第4条第1項第四号の少額特例で輸出することができない。
- C 英国向けに、輸出令別表第1の14の項に該当する貨物 α (総価額30万円)を輸出する場合は、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用できる。
- D イタリア向けに輸出令別表第1の7の項(6)に該当する一次セル(総価額150万円)を輸出する際、イラクを経由する場合は、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用できない。
- E 外為令別表の9の項に該当するソフトウェア(総価額3万円)を書き込んだDVDを米国向けに輸出し、提供する場合は、少額特例を適用することができる。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題5> (配点：1)

本邦にあるX社では、役務通達別紙1－4の誓約書の例について、修正等を加えて使用している。AからEまでのうち、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない修正等はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 同姓同名の者を住所以外の情報で区別できる状況にあるため、住所の記載欄を削除して使用している。
- B チェックボックス「以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。」は削除して使用している。
- C 「誓約」という用語は、「申告」に修正して使用している。
- D 将来的に特定類型該当性に変更が生じた場合には届出を行う旨の記載を追記して使用している。
- E 特定類型②に関して「多額の金銭その他の重大な利益には、債務履行請求の不行使という利益が含まれる。」と追記して使用している。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題6> (配点：1)

大阪のメーカーXは、輸出令別表第1の9の項(1)に該当する通信装置(総価額200万円)について、特別一般包括許可を使用して、韓国の貿易会社Y(荷受人)に輸出している。韓国の需要者及び用途に係る情報を貿易会社Yから入手しているメーカーXが行う、その情報の信頼性を高める手続きに関して、AからDまでのうち、荷受人の情報を鵜呑みにせずに補完的な措置をとるという趣旨からは明らかに不十分なものはいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 年に1回のホームページやパンフレット等の公開情報の確認
- B 輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認
- C 直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した荷受人からのヒアリング
- D 軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の契約に盛り込むこと

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題7> (配点：1)

AからEまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から5までのの中から1つ選びなさい。

- A 外為令第17条第3項第二号イの経済産業省令とは、仲介貿易おそれ省令のことである。
- B 遵守基準省令は、外為法第55条の10第1項の規定に基づき定められている。
- C 貿易外省令第9条第2項第七号イの告示とは、使用技術告示のことである。
- D 特定重要貨物等を定める省令は、外為法第55条の10第3項の規定に基づき定められている。
- E 核兵器等開発等省令は、輸出令第4条第1項第三号ハの規定に基づき定められている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題8> (配点：1)

AからDまでのうち、役務通達別紙1－3に記載のある特定類型の該当性の判断について、正しい説明はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 令和4年5月1日時点で既に指揮命令下にある居住者は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。
- B 就業規則等の社内規則において副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、自己申告を求める以上のことは不要である。ただし、令和4年5月1日以降新たに提供者の指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書等の取得は必要である。
- C 外為法において管理される技術が提供されることが想定されない従業員については、役務通達1－3に基づく確認を行う必要はないので、実際に技術提供が生じた場合、当該従業員が特定類型に該当していても免責される。
- D 取引の相手方が特定類型に該当するか否かについて役務通達別紙1－3によらず、独自の方法で確認することは一切認められない。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題9> (配点：1)

AからDまでのうち、特定類型について正しい説明はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 米国人留学生Xは、来日から7か月を経過し、本邦にある大学院Yに通学している。米国人留学生Xは、数学の能力が優れていることから、米国にあるメーカーZから留学費用の全額の提供を受けている。この場合、米国人留学生Xは、特定類型②にあたる。
- B 日本人Xは、本邦にあるメーカーYにエンジニアとして勤務している。メーカーYでは、副業を認めているので、日本人Xは、週末、米国にある銀行Zの東京支店で、セキュリティ担当のエンジニアとして勤務している。この場合、日本人Xは、特定類型①に該当する。
- C 英国人留学生Xは、来日から3か月を経過し、本邦内にある大学院Yに通学している。英国人留学生Xは、物理学の能力が優れていることから、英国政府から留学費用の全額の提供を受けている。この場合、英国人留学生Xは、特定類型②にあたらない。
- D フランス人留学生Xは、来日から8か月を経過し、本邦内にある大学院Yに通学している。フランス人留学生Xは、物理学の能力が優れていることから、フランスにある政党Yから留学費用の全額の提供を受けている。この場合、フランス人留学生Xは、特定類型②にあたらない。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題10> (配点：1)

AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、AからEまで、問題文中にある貨物以外の輸出はない。

- A 本邦にあるメーカーXは、毎月、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物のみを米国にあるメーカーYに輸出している。この場合、メーカーXは、遵守基準省令第1条でいう「統括責任者」を選任する法的義務がある。
- B 本邦にあるメーカーXは、3ヶ月毎に輸出令別表第1の16の項に該当する貨物のみを米国にあるメーカーYに輸出している。この場合、メーカーXは、遵守基準省令第1条でいう「該非確認責任者」を選任する法的義務がある。
- C 本邦にある大学Xは、半年毎に、輸出令別表第1の15の項(2)に該当する貨物(総価額3万円)のみを少額特例を適用して米国にある大学Yに輸出している。この場合、大学Xは、遵守基準省令第1条でいう「統括責任者」を選任する法的義務がある。
- D 本邦にあるメーカーXは、毎月、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物のみを米国にある子会社に輸出している。メーカーXの全社員数は、役員を含めて1,000名であるが、そのうち、遵守基準省令でいう輸出等業務従事者は、計200名である。この場合、メーカーXは、遵守基準省令により「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」対象の社員は、輸出等業務従事者の計200名で法的義務がある。
- E 本邦にあるメーカーXは、6ヶ月毎に輸出令別表第1の6の項に該当する貨物のみを、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、米国にあるメーカーYに輸出している。この場合、メーカーXは、同一の者を該非確認責任者及び統括責任者に選任することができる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題 1 1> (配点：1)

本邦にある貿易会社Xが、AからDまでの輸出契約を締結した場合、キャッチオール規制に関する輸出許可申請が必要な場合はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、輸出するニッケル合金は、輸出令別表第1の16の項に該当する。

- A ニッケル合金1トンを台湾にあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該合金を通常兵器である戦車の部品製造に使用するとメールで連絡を受けた場合。
- B ニッケル合金1トンをケニアにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該合金を散弾銃(狩猟用)の製造に使用するとメールで連絡を受けた場合。
- C ニッケル合金1トンをレバノンにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該合金を通常兵器である戦車の部品製造に使用するとメールで連絡を受けた場合。
- D ニッケル合金1トンをイラクにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該合金をライフル銃(スポーツ用)の製造に使用するとメールで連絡を受けた場合。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 1 2> (配点 : 1)

AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 一般包括許可の申請は、特定手続等運用通達に基づき、経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。
- B 特別一般包括許可の申請は、特定手続等運用通達に基づき、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。
- C 特定包括許可の申請は、特定手続等運用通達に基づき、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。
- D 特別返品等包括許可の申請は、特定手続等運用通達に基づき、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に行わなければならない。
- E 特定子会社包括許可の申請は、特定手続等運用通達に基づき、安全保障貿易審査課に行わなければならない。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個
- 4. 4 個
- 5. 5 個

<問題 13> (配点：1)

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、米国（い地域①）にあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の14の項、貨物等省令第26条に該当する技術資料をメーカーYの中国（と地域②）にある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。
- B 本邦にあるメーカーXは、チェコ（い地域①）にあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の14の項、貨物等省令第26条に該当する技術資料をメーカーYの英国（い地域①）にある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、ポーランド（い地域①）にあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の14の項、貨物等省令第26条に該当する技術資料をメーカーYの韓国（り地域）にある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。
- D 本邦にあるメーカーXは、中国（と地域②）にあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の14の項、貨物等省令第26条に該当する技術資料をメーカーYのフランス（い地域①）にある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

(参考条文) 包括許可取扱要領 [別表B]・抜粋

提供地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
外為令別表項番				
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第26条に該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般

<問題 14> (配点：1)

AからDまでのうち、以下の前提条件で、本邦にある貿易会社が取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができるものはいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

- ①仕向地は、中国で、民生用途である。
- ②AからDまでの各々の貨物の価額は、150万円である。
- ③AからDまでの輸出は、全て「返送に係る輸出」ではない。

- A 輸出令別表第1の1の項(1)に該当するスポーツ用ライフル銃を輸出する場合
- B 輸出令別表第1の2の項(12)2に該当する測定装置を輸出する場合
- C 輸出令別表第1の14の項(7)に該当するロボットを輸出する場合
- D 輸出令別表第1の9の項(1)に該当する無線通信装置で、かつ、告示貨物に該当する貨物を輸出する場合

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 15> (配点：1)

事前相談手続通達に規定されている相談対象について、AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 一般相談案件の場合
- B 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するおそれのある貨物の輸出に先立ち該当非該当の疑義が生じた場合（一般相談案件を除く。）
- C 輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地とする場合において輸出許可申請に先立ち相談を希望する場合（一般相談案件を除く。）
- D 輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地とする場合において輸出許可申請に先立ち相談を希望する場合（一般相談案件を除く。）
- E 輸出令別表第1の3の2の項（1）の中欄に掲げる貨物に該当するおそれのある貨物の輸出に先立ち該当非該当の疑義が生じた場合（一般相談案件を除く。）

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題 16> (配点：1)

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 原子力供給国グループ (NSG) は、インドの核実験を契機に設立された。NSGのガイドラインには、原子力専用品の輸出を管理するパート1と原子力汎用品の輸出を管理するパート2の2種類がある。そのため核兵器そのものは、輸出令別表第1の2の項に該当する。
- B オーストラリア・グループ (AG) は、イラン・イラク戦争の際に化学兵器が用いられていたことを契機に発足した。まず、化学兵器開発に用いる化学剤を規制し、その後生物兵器関連汎用品及び関連技術も規制の対象としている。そのため化学兵器そのものは、輸出令別表第1の3の項に該当し、生物兵器そのものは、輸出令別表第1の3の2の項に該当する。
- C MTCR (Missile Technology Control Regime) は、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出等を規制している。まず、核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技術を規制対象にし、その後、核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術も規制対象としている。そのため核兵器等を搭載できる大陸間弾道ミサイル (ICBM) は、輸出令別表第1の4の項に該当する。
- D ワッセナー・アレンジメントの目的の一つは、通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与することにある。ワッセナー・アレンジメントでは特定の国家・地域に的を絞ることなく全ての国家・地域及びテロリスト等の非国家主体を規制対象としている。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題17> (配点：1)

AからDまでのうち、「外国為替法令の解釈及び運用について」に関して、正しい説明はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦人Xは、本邦法人から本邦法人の米国現地法人への転勤後、米国での滞在が2年未満であれば「居住者」扱いとなるが、2年に達した時点から「非居住者」となる。
- B 米国現地法人に3年間勤務する目的で転勤した本邦人Xに随行して同国で同居する、その子供（小学生）は、外国にある事務所に勤務する者ではないので「居住者」として取り扱う。
- C 本邦法人の米国現地法人に勤務する目的で出国した本邦人Xは、勤務期間が1年の予定であっても「非居住者」として取り扱う。
- D 米国の大学に1年間の語学留学の目的で出国して同国に滞在する本邦人Xは「非居住者」として扱われる。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題18> (配点：1)

輸出令別表第1の2の項に該当する貨物をフランスで開催される展示会に出展し、展示会終了後に日本へ積み戻すことを計画している。この場合において「輸出許可申請書」の「取引の明細」欄の「買主名」欄に記載すべき事項として正しいものはどれか後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、展示会への出展中は、輸出者自らが当該貨物を管理するものとする。

1. 「買主は存在せず」と記載する。
2. 「空欄」でよい。
3. 「展示会主催者」の名称及びその住所」を記載する。
4. 「輸出者」の名称及びその住所」を記載する。
5. 「展示会開催国」の名称及び国コード」を記載する。

<問題19> (配点：1)

日本からロシア又はベラルーシに輸出・再輸出する場合の米国 EAR 規制に関する記述について、正しいものの組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 日本で米国原産部品を組み込んで製造した製品を日本からロシア又はベラルーシに輸出する場合、デミニミスルールにおける計算上の分子には、EAR99の米国原産部品を含める必要はなく、また、AT(反テロ)だけが規制理由の米国原産部品(米国独自規制品目)を含める必要もない。
- B EAR規制対象品目を日本からロシア又はベラルーシに再輸出する場合、そのエンドユースが軍事エンドユースであること又はそのエンドユーザーが軍事エンドユーザーであることを知り又は知りうる時は、当該EAR規制対象品目がEAR99であってもBISの許可が必要である。
- C ロシア・ベラルーシ向け直接製品規制に該当する製品を日本からロシア又はベラルーシに再輸出する場合、そのBISの許可が免除されることはない。
- D AT(反テロ)だけが規制理由である品目(米国独自規制品目)を日本からロシア又はベラルーシに再輸出する場合、そのエンドユース及びエンドユーザーに懸念性が無ければ、BISの許可は不要である。
- E EAR99の品目を日本からロシア又はベラルーシ向けに再輸出する場合、そのエンドユース及びエンドユーザーに懸念性が無ければBISの許可は不要である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 20> (配点：1)

米国輸出管理規則 (EAR) の規制に関する記述について正しいものの組合せを後記 1 から 5 までの中から選びなさい。

(前提条件)

中国の顧客より引き合いがあり、日本から先端 IC 製造施設向けエンドユース規制の仕向先としての対象となる中国の先端 IC 製造施設向けに半導体製造装置 (米国原産の部品を内蔵しているが、組込比率がデミニミス値以下であり、装置全体として EAR 規制対象外) を輸出した。今後関連の引き合いがある場合を想定し以下対応を考えている。

- A 引き合いの見込まれる保守部品は米国原産ではあるが、リスト規制対象ではない EAR99 品目であるため、BIS の許可は不要である。
- B 当該施設で IC 製造に利用されている純水製造装置の部材の追加の引き合いがあった。米国原産ではあるが、リスト規制対象ではない EAR99 品目であるため、BIS の許可は不要である。
- C 引き合いの見込まれる保守部品は EAR の規制品目リスト (Commerce Control List) において国家安全保障 (NS) 理由によって規制されているが、許可例外は適用できない。
- D 引き合いの見込まれる保守部品が日本で製造された部品であっても、許可が必要になる場合がある。
- E 引き合いの見込まれる保守部品は、装置出荷時に全体として EAR 規制対象外である装置の部品と同等のものであるため、たとえ米国原産であっても BIS の許可は不要である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

＜問題 2 1＞（配点：2）

本邦にあるA社は、輸出令別表第1の3の項に該当する自社製品X（以下「X」という。）を米国に輸出している。Xは輸出先である米国にあるB社のシアトルにある工場でB社の製品Y（以下「Y」という。）に組み込まれる。A社の対応に関する次の記述のうち、正しいものを後記1から5までの中から全て選びなさい。

1. B社において加工後、XはYの部分をなしているものであって、Yの機能の一部を担っており、かつ、Yに正当に組み込まれるものであれば、Yが輸出令別表第1の1から15の項に非該当の製品の場合、XのB社向け輸出は輸出許可不要である。
2. Yが武器（輸出令別表第1の1の項）に該当する製品の場合、XのB社向け輸出は防衛装備移転と考えられるので、XのB社向け輸出許可申請の許可基準には防衛装備移転三原則が適用される。
3. B社から、Xが故障しているので修理してほしいと言われた。A社はB社から故障したXを送り返してもらい、修理した後、XをB社に輸出する場合、有償の修理であっても、XのB社向け輸出は輸出許可不要である。
4. B社から、Xが故障しているので交換してほしいと言われた。A社はB社から故障したXを送り返してもらい、無償で交換し、同一仕様のXをB社に輸出する場合、XのB社向け輸出は輸出許可不要である。
5. B社から、Xが故障しているので交換してほしいと言われた。A社は先に同一仕様のXをB社に輸出し、後日、故障したXを送り返してもらった。この場合、無償であれば、XのB社向け輸出は輸出許可不要である。

＜問題 22＞（配点：2）

防衛装備移転三原則及び防衛装備移転三原則の運用指針（運用指針）に関する説明につき、正しいものを後記 1 から 5 までの中から全て選びなさい。

1. 防衛装備移転三原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいうが、「武器」とは、輸出令別表第 1 の 1 の項に掲げるもの全てをいい、2 から 15 の項に該当する貨物が「防衛装備」に該当することはない。
2. 運用指針において、同様の類型について、過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がないとき、国家安全保障会議で審議される。
3. 「国際共同開発・生産」の実施が防衛装備移転を認め得る場合として防衛装備移転に列挙されているが、「国際共同開発・生産」には、「外国政府による防衛装備の開発への我が国企業の参画」が含まれる。
4. 紛争当事国への移転は、防衛装備の海外移転を認めないが、この場合の紛争当事国とは、武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国に限られる。
5. 運用指針の改正は、経済産業省が案を作成し、国家安全保障会議で決定する。

＜問題 23＞（配点：2）

米国輸出管理規則（EAR）に基づく技術又はソフトウェアの輸出・再輸出に関する記述として、正しいものを後記1から5までの中から全て選びなさい。

1. 日本国内にあるコンピュータに搭載されている米国原産ソフトウェアをダウンロードさせることなく海外から使用させることは当該ソフトウェアの再輸出にあたるため、米国政府の許可が必要となる場合がある。
2. 日本で開発した技術を、日本にあるサーバーから米国子会社にダウンロードさせている。米国子会社では米国の永住権を持たない外国籍従業員にもこの技術を取り扱わせているが、日本で開発した技術なのでみなし輸出にはあたらないと考え、米国政府の許可の要否は確認していない。
3. 3月号として出版される予定の学会誌に米国原産技術に該当する原稿を投稿する場合は、原稿提出の時点では出版されていないため、公知の技術として規制対象から除外することはできない。
4. 日本国内で、日本の永住権を持たない外国籍者にEAR規制対象の貨物を提供することは、みなし再輸出にはあたらない。
5. 米国原産の半導体設計ソフトウェアを、日本の永住権を持たない外国籍従業員に使用させることは、当該ソフトウェアのみなし再輸出にあたるため、米国政府の許可が必要となる場合がある。

＜問題 24＞（配点：2）

本邦にあるメーカーXが取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、「返送に係る輸出」をすることができるものを後記1から5までの中から全て選びなさい。

1. レバノンにあるメーカーYから、注文と異なる輸出令別表第1の6の項に該当する貨物 α （総価額150万円）が誤って送られてきた。メーカーXは、貨物 α をメーカーYに「返送に係る輸出」をすることができる。
2. 中国のメーカーYから、注文と異なる輸出令別表第1の2の項に該当する貨物 α が誤って送られてきた。メーカーYから、タイのメーカーZに送るものを誤って送ってしまったため、送料等を全額負担するので、メーカーZに送って欲しいと依頼された。この場合、メーカーXは、貨物 α をメーカーZに「返送に係る輸出」をすることができる。
3. タイの日系自動車メーカーKから、メーカーXが2年前に輸出許可を取得して輸出した輸出令別表第1の2の項に該当する貨物 α の修理を依頼された。メーカーXは、貨物 α を日本に戻し、修理後、日系自動車メーカーKに「返送に係る輸出」をすることができる。
4. モロッコのメーカーYから、注文と異なる貨物 α が誤って送られてきた。メーカーXは貨物 α が輸出令別表第1の1の項には該当しないが、輸出令別表第1の2から16の項のうち、どの項に該当するか特定できない場合でも、メーカーXは、貨物 α をメーカーYに「返送に係る輸出」をすることができる。
5. 台湾にあるメーカーYから、注文と異なる輸出令別表第1の7の項（1）に該当する貨物 α （総価額50万円）が誤って送られてきた。メーカーXは、貨物 α をメーカーYに「返送に係る輸出」をすることができる。なお、貨物 α は告示貨物ではない。

<問題 25> (配点：2)

後記1から5までの貨物を本邦から無許可輸出した場合、外為法第69条の6第2項第二号が適用されるものを全て選びなさい。なお、特例の適用はないものとする。

1. 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する軍用ヘルメット
2. 輸出令別表第1の2の項(12)1に該当するNC工作機械
3. 輸出令別表第1の4の項(4)に該当するしごきスピニング加工機
4. 輸出令別表第1の15の項(3)に該当する核熱源物質
5. 輸出令別表第1の16の項に該当するNC工作機械

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
事前相談手続通達	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）
特定手続等運用通達	電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）
運用通達の10%ルール	「輸出貿易管理令の運用について」1-1（7）（イ）

輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物